

2024年9月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 間 地 寛
(コード番号: 246A 東証グロース・名証ネクスト)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 植 村 恒 明
(TEL 052-452-5588)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2024年8月23日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきまして、払込金額等が未定でありましたが、2024年9月6日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 535.50円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 240,975,000円
- (3) 仮 条 件 630円から680円
- (4) 仮条件の決定理由等
仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 535.50円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 76,308,750円

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、東海東京証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）親引け先の状況等

- | | |
|-----------------|---|
| ① 親引け先の概要 | アスア社員持株会
（理事長 松下 哲夫）
愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目11番地 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社の社員持株会であります。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | 当社社員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（公募による募集株式発行のうち、50,000株を上限として、2024年9月17日（発行価格決定日）に決定される予定。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は払込みに要する資金として、社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | 当社の社員で構成する社員持株会であります。 |

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式発行の価格と同一となり、発行価格決定日に決定される予定です。

（4）親引け後の大株主の状況

①現在の大株主の状況

株式会社間地	1,000,000株
間地寛	980,000株
アスア社員持株会	50,000株
株式会社MTG	20,000株
株式会社中京銀行	10,000株
株式会社プラトニック	3,000株
株式会社Deto	3,000株
高田朋太郎	3,000株
宮本貴成	3,000株
黒瀬基尋	3,000株

②公募による新株式発行、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

株式会社間地	900,000株
間地寛	580,000株
アスア社員持株会	100,000株
株式会社MTG	20,000株
株式会社中京銀行	10,000株
株式会社プラトニック	3,000株
株式会社Deto	3,000株
高田朋太郎	3,000株
宮本貴成	3,000株
黒瀬基尋	3,000株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注) 親引け予定株式数は上限である50,000株として算定しており、発行価格決定日において変更される可能性があります。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 | 該当事項はありません。 |
| (6) その他参考になる事項 | 該当事項はありません。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | | |
|----------|------|-------------------|--------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | | 450,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 500,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 142,500株 (※) |
- (2) 需要の申告期間 2024年9月9日（月曜日）から
2024年9月13日（金曜日）まで
- (3) 価格決定日 2024年9月17日（火曜日）
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 2024年9月18日（水曜日）から
2024年9月24日（火曜日）まで
- (5) 払込期日 2024年9月25日（水曜日）
- (6) 株式受渡期日 2024年9月26日（木曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である間地寛（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年8月23日及び2024年9月6日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式142,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2024年9月26日から2024年10月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である間地寛、売出人である株式会社間地、当社株主である株式会社MTG、株式会社中京銀行、株式会社プラトニック、株式会社Deto、高田朋太郎及び黒瀬基尋、並びに当社新株予約権者である浅井慎司、天野裕介、山田明紀、関口智弘、上田雅彦、鈴木郁雄、鈴木文雄、植村恒明及び高木広明は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2025年3月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024年8月23日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、東海東京証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2025年3月24日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。